

## 臨床検査専門医認定・更新に係る講習会申請手順 (共通講習用)

1. 講習会主催者は原則として講習会の3か月前、最低限1か月前までに「臨床検査専門医認定・更新に係る講習会認定申請書」を日本臨床検査医学会 日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会に提出する。

共通講習に関しては、講習会的主催者は日本専門医機構の基本領域学会か機構認定サブスペシャリティ領域の担当学会であることが原則です。それ以外の主催者（日本臨床検査医学会以外の学会等）が申請する場合は、当該プログラムを必ず日本臨床検査医学会との共催としてください。

2. 講習会主催者は演者に対し COI 自己申告書の提出を依頼する。

- 1) COI 自己申告書が提出された場合

主催者は COI 自己申告書を確認し、演者として適切か否かを判断する。

適切と判断した場合は、当該演者について申請書の「COI 自己申告」欄の「有」にチェックを入れる（☑, ☒, ■等）。

不適切と判断した場合は演者を変更する。

適切・不適切の判断がつかない場合は、日本臨床検査医学会 日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会に判断を依頼することができる。この場合は、その旨を委員会（学会事務所）に連絡する。

共通講習に関しては、演者の COI の有無および「有」の場合は企業名を日本専門医機構に報告する必要があるため、全演者の COI 自己申告書（コピー可）を委員会（学会事務所）に送付する。COI 自己申告書を E-メールで送付する場合、COI 自己申告書はデリケートな内容を含む場合があるため、必ずパスワード付き文書とする。

- 2) COI 自己申告書の提出がなかった場合

原則として演者を変更する。

主催者が演者として適任であり、他の演者への変更が困難と判断した場合は、当該演者について申請書の「COI 自己申告」欄の「無」にチェックを入れ（☑, ☒, ■等）、申請書を提出する。当該演者に関しては、日本臨床検査医学会 日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会による一次審査並びに日本専門医機構 認定・更新部門委員会の二次審査において、演者としての適格性を判断する。なお、この場合、一次審査ないし二次審査において、演者として不適切と判断される場合

がある。

3. 講習会として認定された場合、主催者は演者に対し、講演に際しては COI 開示を必ず実施するよう依頼する。
4. 企業等の営利団体に所属する演者がいる場合、講習会主催者は当該演者に、講演内容に自社製品の PR を含まない旨の誓約書を提出してもらう。  
一次審査に際しては、誓約書（のコピー）を申請書と共に日本臨床検査医学会 日本専門医機構認定臨床検査専門医更新資格審査委員会に提出する。  
なお、二次審査においても、誓約書の確認を求められる場合があるため、講習会主催者は講習会が終了まで誓約書を保管する。
5. 共通講習開催後報告について  
共通講習の主催者は日本専門医機構ホームページ上のフォーマットに従い、共通講習事後報告を開催後 2 週間以内に提出する（日本専門医機構ウェブサイト 日本専門医機構ウェブサイト 共通講習開催後報告参照）。  
なお、共通講習開催後報告のフォーマットは日本臨床検査医学会事務局から主催者に送る。
6. 企業等の営利団体による共催がある場合は、原則として資格更新に係わる講習会の認定はしない。ただし、講習会主催者が資格更新に係わる講習会に相応しいと判断し、認定を強く希望する場合は、以下の対応をすることにより認定可となることがある。
  - 1) 申請するプログラム（教育講演、シンポジウム等）に関し、協賛企業が企画立案に関与しない旨の誓約書を提出してもらう。
  - 2) 演者の COI 自己申告書の審査に当たっては、特に共催する営利団体（企業等）との関わりを厳正にチェックする。

※ 申請に際して注意点

(1) 講習会の時間と単位に関して

講習会の時間と認定単位は以下の通り。

1 時間以上 2 時間未満の講習会等：1 単位

連続して 2 時間以上のもの：2 単位

なお、1 時間未満のプログラム（教育講演・シンポジウム等）は単位認定不可。

(2) 講習会の形式に関して

認定可能なプログラムは以下の通り。

- ① 講習会・講演会（特別講演，教育講演）  
1 時間当たり 2 名以内の演者によるもの
- ② シンポジウム，ワークショップ  
専門的経験を有する者（エキスパート）による総括講演を含むもの  
（座長による総括等が必要。）
- ③ e-learning  
受講確認ができ，e-testing（5 題以上）で合否判定が可能なもの

(3) 講習会の内容に関して

共通講習に関しては，臨床検査領域以外の専門医にも共通する普遍的な内容である必要がある。臨床検査自体は他領域の専門医も利用するものなので，利用者の視点を加えることにより各領域に共通する普遍性がある程度認めることができる。しかし，臨床検査を実施する側に特化した内容や臨床検査の特殊性に焦点を当てたもの，臨床検査専門医に限定される内容のものは，次項「共通講習の区分」に記された項目に関連した講演であっても，共通講習としての認定は不可となる。

下記の「共通講習の区分」に記された項目のうち，申請した項目に関連した内容である必要がある。具体的な内容に関しては，日本専門医機構が公表している「共通講習の内容（参考例）」を参照されたい。申請書に「講演会名」や「講演会の概要」を記載する際は，申請した項目との関連性が明確に分かるように記す。

(4) 共通講習の区分（日本専門医機構「共通講習の内容（参考例）」参照）

1) 必修講習 A、B（5 年間に各 1 単位以上）

必修講習 A

- ① 医療安全
- ② 感染対策
- ③ 医療倫理（臨床倫理，研究倫理，生命倫理を含む）

必修講習 B（多様な地域における診療実績の認定により免除可）

- ④ 医療制度と法律
- ⑤ 地域医療
- ⑥ 医療福祉制度
- ⑦ 医療経済（保険医療等）
- ⑧ 両立支援

2) 任意講習 C：臨床研究・臨床試験などに関する講習

(5) COI 管理に関して

演者に関しては COI の管理が重要である。認定された講習会は一般的な学会発表より高いレベルの COI 管理が求められる。一般的な学会発表では聴衆は批判的吟味を行うことが期待できるので、COI 管理に関しては、COI に関する情報を正しく開示をすれば可である。しかし、教育的な講習会においては、演者と聴衆の間に権威勾配が生じていることが多く、批判的吟味が行われ難い。そのため講習会主催者は、申請に際して COI 管理に十分配慮する必要がある。

具体的には演者に対し、講演に際して COI 開示を依頼することに加え、COI 管理に十分配慮する（COI に関して受講者の疑義を生まないような内容にする）よう依頼する。

共通講習では日本専門医機構への開催後報告に際し、演者の COI の有無および「有」の場合は企業名を報告する必要がある。そのため、全演者の COI 自己申告書（コピー可）を委員会（学会事務所）に送付する。なお、COI 自己申告書を E-メールで送付する場合、COI 自己申告書はデリケートな内容を含む場合があるため、必ずパスワード付き文書とする。

#### (6) その他

- 1) 共通講習に関しては、日本専門医機構基本領学会の専門医であれば、受講可能とする。
- 2) 申請があった講習については、日本臨床検査医学会の日本専門医機構認定臨床検査専門医 更新資格審査委員会にて、特に (3) 講習会の内容、(4) 共通講習の区分 の選択に関し、妥当性を審査する。その際、審査の判断材料として、申請書の講演会名や講演会の概要の記載だけでは不十分な場合があるので、原則として講演抄録も提出する。演者による抄録に提出が困難な場合、講習会の申請者や座長による講演内容の説明文書（申請書の「講演会の概要」より詳しいもの）の提出でも可とする。

### 【共通講習の WEB 講習の取り扱い】

現時点の共通講習における WEB 講習会の認定条件（下記のいずれかで認定とする。）

#### 【集団受講（集団形式）】

1. WEB 講習会は、受講者が一堂に会することを条件に認定。この場合、受講

確認等は現地講習に準じた対応となる。

### 【個人受講（個別形式）】

2. WEB 配信（LIVE 限定）の個人・個別受講は、下記の仕様の場合、基本領域学会が審査し、承認し e-learning として認定する。  
コロナ期間の特例として On Demand 配信についても認定する。
    - a. 出席管理がシステム上可能である。
    - b. 講習配信映像が個々に受講開始、受講終了の時刻のログを確認することができ、管理ができる。
    - c. WEB 配信後、5 題以上、5 択式のテスト出題および回答がシステム上の管理ができ、合否判定が可能である。正解率 8 割以上で合格とする。
- ※ 共通講習の個人受講による WEB 講習（オンデマンド配信を含む）に関しては、日本専門医機構では「e-learning」として認定（新型コロナウイルス感染症蔓延期間の暫定処置）しています。そのため、「e-learning」として申請してください。

### 【共通講習として認定された場合の依頼事項】

1. 抄録、案内等のご案内について  
抄録や案内等で、副題に「共通講習」と明記いただくか、「本企画は、日本専門医機構基本領域専門医更新のための共通講習 1 単位に認定されています。」などと注釈を加えてください。
2. 入退場/参加証明書配付・回収について
  - 1) 現地参加の場合  
受講証明書の配付および回収方法は、配付は開始 15 分後まで、退場および証明書回収は終了 15 分前から可能としてください。時間厳守でお願いいたします。  
なお、回収時、提出を忘れた方は、当日に限り回収可能といたします。  
※ 専門医単位を必要としない方は、受講証明書は必要ありません。
  - 2) WEB 講習の場合
    - ① 受講確認について
      - ・WEB 講習の受講確認（WEB 参加の IN、OUT のログ確認のこと）を必ず実施してください。

- ・現地講習と同様に、開始後 15 分を超えてからのログイン、終了前 15 分より前のログアウトは受講とはみなされません。

#### ② 受講証明書配付について

WEB 配信後、5 題以上、5 択式のテスト出題および回答がシステム上での管理ができ、合否判定が可能であることが発行の条件となります。

受講確認ができた受講者に以下のいずれかの方法で受講証明書を送付（メール添付可）してください。

- ・事前に証明書発行希望者を登録し、条件を満たした受講者に送付する。
- ・事後にメール等にて証明書発行申請をしてもらい、条件を満たした受講者に返信する。この場合、申請期限（配信終了後 1 か月以内など）をあらかじめ設定しておくことを強く推奨します。

### 3. 講習参加者名簿の提出について

#### ① 現地参加の場合

- ・可能な限り講習参加が確認できた受講者の臨床検査専門医番号と氏名の一覧（臨床検査専門医番号順、Excel ファイル）を作成し、日本臨床検査医学会事務局まで、E-mail でご提出ください。
- ・受講者一覧作成が困難な場合は、回収した受講証明書の半券を日本臨床検査医学会事務局まで郵送してください。

#### ② WEB 講習の場合

- ・受講が確認できた受講者の臨床検査専門医番号と氏名の一覧（臨床検査専門医番号順、Excel ファイル）を作成し日本臨床検査医学会事務局まで、E-mail でご提出ください。

※ 日本臨床検査医学会 事務局（E-mail : [office@jslm.org](mailto:office@jslm.org)）

### 4. 演者の COI 開示について

専門医更新のための講習会の講演に際し、スライド提示による COI 開示を実施しない演者が散見されます。確実に実施するよう演者に依頼して下さい。開示しなかったことが確認された場合、講習会としての認定を取り消すことがあります。